

## 第 1 回特定労務管理対象機関の指定について

第 1 回申請受付期間：令和 5 年 7 月 1 8 日から 8 月 3 1 日まで

## (1) 特定地域医療提供機関 (B水準)：1 医療機関

番号	申請者			指定にかかる業務の内容								指定要件			医療機関勤務環境評価センターの評価結果	
	医療機関名	医療機関所在地	開設者	指定にかかる業務	(指定に係る業務が「救急医療」の場合) 三次救急医療機関又は二次救急医療機関	(指定に係る業務が「救急医療」で、二次救急医療機関の場合) 年間救急車受入台数	(指定に係る業務が「救急医療」で、二次救急医療機関の場合) 年間の夜間・休日・時間外入院人数	(指定に係る業務が「救急医療」で、二次救急医療機関の場合) 医療計画において位置づけられている5疾病5事業の役割	(指定に係る業務が「救急医療」で、二次救急医療機関の場合) 国や東京都から指定を受けている医療機能	(指定に係る業務が「救急医療」で、二次救急医療機関の場合) 国や東京都から指定を受けている施設基準	(指定に係る業務が「地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療」の場合) 国や東京都から指定を受けている医療機能	診療科	(1) 提出された業務に従事する医師の労働時間の短縮に関する計画の案が、当該病院又は診療所に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものであることその他厚生労働省令で定める要件を満たすものであること。	(2) 法第 108 条第 1 項の規定による面接指導並びに第 123 条第 1 項本文及び第 2 項後段の規定による休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていること。	(3) 労働に関する法律の規定であって政令で定めるものの違反に関し、法律に基づく処分、公表その他の措置が講じられた事実であって厚生労働省令で定めるものがないこと。	全体評価
1	医療法人社団時正会 佐々総合病院	西東京市田無町 4 丁目 2 4 番 1 5 号	医療法人社団時正会	救急医療	二次救急	4,606	1,694	救急医療 脳卒中 災害医療	東京都指定二次救急医療機関 脳卒中急性期医療機関 災害拠点病院		内科・総合診療科、外科、産婦人科、脳神経外科、整形外科、形成外科	○	○	○		医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われており、労働時間短縮が進んでいる。

## (2) 連携型特定地域医療提供機関 (連携B水準)：1 医療機関

番号	申請者			指定に係る業務の内容		指定要件			医療機関勤務環境評価センターの評価結果	
	医療機関名	医療機関所在地	開設者	指定に係る業務	診療科	(1) 提出された業務に従事する医師の労働時間の短縮に関する計画の案が、当該病院又は診療所に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものであることその他厚生労働省令で定める要件を満たすものであること。	(2) 法第 108 条第 1 項の規定による面接指導並びに第 123 条第 1 項本文及び第 2 項後段の規定による休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていること。	(3) 労働に関する法律の規定であって政令で定めるものの違反に関し、法律に基づく処分、公表その他の措置が講じられた事実であって厚生労働省令で定めるものがないこと。	全体評価	改善状況等
1	東京大学医学部附属病院	文京区本郷 7 丁目 3 番 1 号	国立大学法人東京大学	医師の派遣	循環器内科、消化器内科、腎臓・内分泌内科、糖尿病・代謝内科、血液・腫瘍内科、アレルギー・リウマチ内科、脳神経内科、老年病科、心療内科、胃・食道外科、大腸・肛門外科、血管外科、乳腺・内分泌外科、心臓外科、呼吸器外科、脳神経外科、麻酔科・痛みセンター、泌尿器科・男性科、皮膚科、眼科、整形外科・脊椎外科、耳鼻咽喉科・頭頸部外科、形成外科・美容外科、小児外科、女性診療科・産科、精神神経科、放射線科、救急・集中治療科、こころの発達診療部、病理部、リハビリテーション部、光学医療診療部、血液浄化療法部、予防医学センター、総合研修センター	○	○	○	医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われているが、労働時間短縮が進んでいない。	令和 6 年 4 月以降作成した労働時間短縮計画に沿って労働時間を短縮していく